

大泉町外二町環境衛生施設組合における女性職員の  
活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月

大泉町外二町環境衛生施設組合

## はじめに

平成27年9月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するために、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が公布されました。国・地方公共団体においては、この法律により、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「特定事業主行動計画」の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務づけられ、女性活躍推進の取組を進めることが求められています。

このことから、大泉町外二町環境衛生施設組合は、法律の趣旨はもとより、女性職員が能力を十二分に発揮し、その個性を輝かせ、さらなる活躍を推進するために女性活躍推進法第15条に基づき、「特定事業主行動計画」を策定します。

令和3年4月1日

大泉町外二町環境衛生施設組合管理者

## 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

## 2. 女性職員の活躍推進に向けた数値目標

女性活躍推進法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、大泉町外二町環境衛生施設組合において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行いました。その課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定いたします。

〈数値目標〉

### (1) ノー残業デーの実施

令和3年度から令和7年度までの間、週に1回以上定時退所する職員の割合を毎年度90%以上にします。

### (2) 年次有給休暇の取得日数

令和7年度までに、年次休暇を25%以上取得する職員の割合を4割以上にします。

### (3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を20%以上にします。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

前項で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

#### (1) ノー残業デーの実施

令和3年度から令和7年度までの間、週に1回以上定時退所する職員の割合を毎年度90%以上にします。

##### 〈取組内容〉

平成28年度より、引き続き毎週水曜日を定時退所日に設定するとともに、管理職員が各職員に早期退所を勧奨します。

#### (2) 年次有給休暇の取得日数

令和7年度までに、年次休暇を25%以上取得する職員の割合を4割以上にします。

##### 〈取組内容〉

平成28年度より、引き続き年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。

また、管理職員は、職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、計画的に年次有給休暇が取得できるように配慮し、自らも率先して取得するように努めます。

### (3) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

令和7年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を20%以上にします。

#### 〈取組内容〉

子どもが生まれた時に取得できる特別休暇（配偶者出産休暇・育児参加休暇）について、個別に説明を行い特別休暇取得を促進します。

## 4. 実施状況等の公表

本計画の実施状況及び女性の職業選択に資する情報について、各年度において、本組合ホームページ上において公表を行うものとします。